

日本災害歯科保健医療連絡協議会規則

(名称)

第1条 本会は、日本災害歯科保健医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大規模災害時等における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、JDAT（日本災害歯科支援チーム）による避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を迅速に効率よく行うことを目的とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 災害時における関係行政・医療関係職種・団体の対外的な窓口
- (2) 災害時の各団体との連携、派遣調整
- (3) センター機能としての情報の把握・整理・提供
- (4) 避難所等標準口腔アセスメント票の統一版の作成・周知
- (5) 人材育成、情報共有のための仕組みの構築
- (6) 各団体登録者リストの収集・管理
- (7) PR・広告
- (8) 連絡協議会の行動指針の策定・改訂
- (9) 平時における関係行政、医療関係職種・団体との連携
- (10) 研修・訓練の開催
- (11) その他連絡協議会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 連絡協議会は次に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）
- (2) 都道府県歯科医師会
- (3) 日本歯科医学会
- (4) 一般社団法人日本私立歯科大学協会
- (5) 国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議
- (6) 一般社団法人全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議

- (7) 日本病院歯科口腔外科協議会
 - (8) 公益社団法人日本歯科衛生士会
 - (9) 公益社団法人日本歯科技工士会
 - (10) 全国行政歯科技術職連絡会
 - (11) 一般社団法人日本歯科商工協会
 - (12) その他連絡協議会が必要と認める者
- 2 都道府県歯科医師会は、7地区（北海道・東北、関東、東京、東海・信越、近北、中国・四国、九州）の代表とする。

（会長及び副会長）

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、日本歯科医師会会長をもって充てる。
- 3 副会長は日本病院歯科口腔外科協議会の代表、全国行政歯科技術職連絡会の代表をもって充てる。
- 4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 会長に事故があるときは、日本歯科医師会の会長を代行する者が会長を務める。
- 7 副会長に事故があるときは、日本病院歯科口腔外科協議会、全国行政歯科技術職連絡会いずれにおいても代表者の代行を務める者が副会長を務める。

（会議の開催等）

第6条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の座長は、日本歯科医師会役員をもって充てる。
- 3 会議は、原則として毎年開催するものとし、会長が必要であると認めたときに招集する。
- 4 前項の規定に関わらず、2以上の構成団体から請求があったときには会議を開催するものとする。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成団体以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、原則として、日本歯科医師会の会議室にて行う。ただし、会長が必要と認めたときはウェブ会議方式にて行うことができる。

（ワーキンググループ）

第7条 連絡協議会には、連絡協議会の活動に係る研究及び協議するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、次の者（以下「委員」という。）で構成する。なお、委員は、会議の出席者と同一人物であることを要しない。
- （１）日本歯科医師会役員
 - （２）日本歯科医師会災害時対策・警察歯科総合検討会議委員
 - （３）日本病院歯科口腔外科協議会関係者
 - （４）全国行政歯科技術職連絡会関係者
 - （５）その他会長が必要と認める者
- 3 ワーキンググループの委員長は、日本歯科医師会役員をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、原則として毎年開催するものとし、委員長が必要であると認めたときに招集する。
- 5 ワーキンググループは、原則として、日本歯科医師会の会議室にて行う。ただし、委員長が必要と認めたときはウェブ会議方式にて行うことができる。

（旅費）

第8条 会議及びワーキンググループに係る旅費は、原則として日本歯科医師会が負担する。

- 2 会議及びワーキンググループに係る旅費は、日本歯科医師会の規定に基づき支給する。

（事務局）

第9条 連絡協議会の事務局は、日本歯科医師会に置く。

（規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は、会議の議を経て行う。

（その他）

第11条 この規則に定めるものの他必要な事項は、連絡協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月31日から施行する。